

入札監理小委員会における審議の結果報告
港湾、空港における発注者支援業務（発注補助業務、技術審査補助業務、
監督補助業務、品質管理補助及び施工状況確認補助業務）

国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年度から1年以内又は1年を超える期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

より一層の民間参入を促すため、競争性の改善に向けた要因分析と対応方法をどのように検討したか。

【対応】

資料を受け取りに来たが応札しなかった事業者等へのヒアリングを通じ、以下のように検討。

- ・「なるべく早期の発注を希望する」との意見を受け、入札公告の時期を「1月上旬」→「12月下旬～1月上旬」に前倒しした。（13頁）
- ・技術者が1人になる業務は受けづらいとの意見を受け、単独の港湾事務所では難しい場合でも、港湾事務所をまたがっての入札単位の設定なども検討するよう、各港湾事務所の担当者が集まる会議などを利用して周知していくこととした。

※本業務においては、予算の内示が出ないと翌年度以降の業務量（工事の件数）が確定できないこと、また発注は全国の各港湾事務所等が行っており、件数も多いため、実施要項において「入札の単位毎の業務量については、入札公告等において示すとともに、入札公告後速やかに官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。」（3頁）としている。

2. 落札者を決定するための評価の基準について

【論点】

現場系の業務（監督補助業務、品質管理補助及び施工状況確認補助業務）については、「地域精通度」という評価項目が設けられているが、現行事業者にも有利なものとならないか。（実施要項案14頁）

【対応】

海（港）での工事に関わる業務であり、その場所（海）の特性を知っている

ことは業務の質の向上につながるものとして評価している。また、必須項目ではなく加点項目としており、配点からも落札の決定的な要素とは言えないため、原案のままとした。

【論点】

評価項目における「配置予定担当技術者の経験」として同種業務及び類似業務の実績の有無を設けているが、同種業務及び類似業務の定義が明確になっているか。（実施要項案 14 頁）

【対応】

「入札参加資格に関する事項」において、配置予定技術者の要件として記載（9 頁）されているが、わかりやすくするために評価項目の欄にも注記することとした。

3. パブリックコメントの結果について

パブリックコメントを実施したところ、意見は寄せられなかった。

以上